

令和2年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

令和2年6月26日（金）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案第45号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬淵ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
12番	棚橋敏明	13番	庄田昭人
14番	若井千尋	15番	広瀬武雄
16番	若園五朗	17番	松野藤四郎
18番	藤橋礼治		

○本日の会議に欠席した議員

11番 杉原克巳

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	加納博明	企画部長	山本康義
総務部長	久野秋広	市民部長兼 巢南庁舎管理部長	棚橋正則
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
調整監	宇野真也	環境水道部長	矢野隆博
教育次長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
監査委員 事務局長	西村陽子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 広瀬 照 泰 書 記 松 山 詔 子

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。本日、市長から、議案第45号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵君。

○8番（馬淵ひろし君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしです。

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外出の自粛等に御協力を頂き、そのおかげで感染は一定程度終息を迎えることができました。市民生活を制限する事態となりましたが、市民の皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。

また、今なお自らの感染の不安を抱えながら不眠不休で対応に当たっていただいている医療従事者をはじめとする医療関係者の皆様、非常に厳しい経営を強いられている中でも、変革をし、市民生活を支えていただいている中小・小規模企業事業者をはじめとする事業者の皆様、そして、本日ここにいらっしゃる市長はじめ行政に関わる皆様にも重ねて御礼を申し上げます。

しかしながら、日本では一定程度の終息を見られましたが、世界では今なおワクチンも治療薬もない新型コロナウイルス感染症が拡大をしており、予断を許さない状況が続いております。今日まで、人と物が世界中を移動することで成立してきたグローバル経済により世界は発展を続けてきました。しかし、そのグローバルであるがゆえに、新型コロナウイルスも中国武漢からあっという間に全世界へと広がり、今なお新規感染者が過去最多を記録したと国連のWHOは発表しています。

世界中で新型コロナウイルスにより亡くなった方は47万3,000人を超え、感染が確認された方は916万人を超えています。日本国内でも新型コロナウイルス感染症の感染者は1万8,000例を超え、今現在入院治療等を要する方は800人を超え、亡くなられた方は900人を超えています。一方、1万6,000人以上の方が退院や療養解除となり、多くの方が治っていることもまた事実であります。

新型コロナウイルス対策として、国は4月7日に緊急事態宣言を発出し、岐阜県では特別警戒都道府県に指定をされました。そのことにより休業要請や外出自粛が5月14日まで取られました。また、緊急事態宣言解除後も県境をまたぐ移動自粛が6月19日まで行われました。そのことにより、現在日本における新型コロナウイルス感染症のパンデミックは一旦終息をしています。一方で、7週間続いた緊急事態宣言下における外出自粛や休業要請により、企業や個人の経済活動はとてつもなく大きなダメージを受けました。

新型コロナウイルスがもたらす経済的ダメージの大きさを考えると、とにかく命だけ守れたらよいのだとだけは言っていないのです。新型コロナウイルスから命を守らなければならない。しかし経済を止めてはならない。発症の地中国を除けば、一見相反する矛盾にいち早く挑戦している国の一つが日本と言えます。

これから私たちは、コロナとともにある日常、ウイズコロナ時代に先例のない命と経済のバランスを取ることが求められているのです。といいましても、命と経済のバランスを取るのは至難の業で、中小・小規模企業者をはじめ全ての事業者も、またそこで雇用されている市民の皆様誰もが先を見通せない不安を抱えています。感染面での第2波、第3波も予想されており、経済面での第2波、第3波も想定をされています。

昨日の執行部からの答弁にもありましたように、自殺者は全国では減少傾向、しかし瑞穂市では増加傾向であります。その理由は生活困窮、つまり失業し再就職ができない、そのような理由も一番多いものでございます。

このことから分かるように、新型コロナウイルスから命を守らなければいけない、しかし経済を止めてはならないのです。これからもウイズコロナ、見えない敵との闘いを続けていくことが私たち一人一人に求められています。

そんな状況の中、新しい市民生活を取り戻し、明るい豊かな市民生活をつくり上げていくためには、混沌として先が見えない状況の中でもなりたい未来を思い描き、コロナとともにある日常をしっかりと認識した上で新しい生活様式により、今までの市民生活、社会システムを見直し、転換を図り、感染拡大防止措置をすることで、命を守りながらも安心して個人消費ができる環境を整え、安心して働ける職場をつくり、落ち込んだ経済を立て直し、雇用を安定させる必要があります。

そこで、本日は大きく分けて2つのテーマで一般質問をさせていただきます。

1つ目は、命と経済のバランスを取るウイズコロナ時代の感染拡大防止と経済対策による復興について、2つ目は、混沌とした先を見通す中期計画、第2次総合計画後期基本計画の策定についてです。

市長も教育長も市政運営の中心に据えていくとしたSDGs（持続可能な開発目標）の最も大切な概念である持続可能であること、誰一人取り残さないということをしっかりと認識して、これよりは質問席にて一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大切なことなのでもう一度申し上げますが、新型コロナウイルスから命を守らなければいけない、しかし経済を止めてはならない、この一見相反する矛盾に挑戦をして、市民生活の基盤である雇用を守り、経済を復興させ、明るい豊かな市民生活を取り戻していくウイズコロナ時代の新しい社会システムをつくり上げていかなければなりません。

新しい社会システムの始まりは、感染拡大防止対策が取られた事業所で、働き手である市民が安心して働ける環境をつくり、消費者である市民が安心して食事や買物、レジャーができる環境づくりが必要です。

そこでお尋ねをいたします。飲食店をはじめとする市内事業所の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の現状はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） おはようございます。

馬淵議員の御質問にお答えさせていただきます。

各事業所の新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、各業界がそれぞれの実情に合わせたガイドラインというものを作っております。これが周知が図られているという状況です。6月13日の17時時点で23の業種について143の団体がガイドラインを策定され、公表されております。

外食業を例に取りますと、食事に関する団体の意見を集約し、一般社団法人日本フードサービス協会と一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会が連名で、外食業の事業継続のためのガイドラインを作成されております。各事業者が営業を再開される際に必要な取組を具体的に提示されております。

私ども企画部の市民協働安全課が市内の事業者を回らせていただいております。特に感染対策が必要な業種とされているスナックなどの接待を伴う飲食業やカラオケボックス、スポーツジムの業種の方々について、岐阜県と市町村の取組として個別に感染防止対策マニュアルの作成をお願いするという事で回っております。

各業種でそのガイドラインに基づいてやっていただくということで、県と一緒に今進めているという状況でございます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま各業界のガイドラインに沿って各事業所が行っているというお話がございました。その発言の中で、周知済みという言葉があったんですけども、マニュアルを作成すれば周知ができたというところは非常に疑問が残るところでございます。ぜひ、私は再三プッシュ型と言っておりますが、事業所等に出向いて、その状況を確認して、本当に安全なのかどうかということをしていく、それが市民の皆さんの安心につながるというふうに確信をしておりますので、ぜひ周知については行政のほうでも手助けをしていただき行っていただきたいと思っております。

続きまして、瑞穂市では5月臨時会において提案された一般会計補正予算（第2号）において、新規にテイクアウトを始める事業所に最大7万円の補助を行うテイクアウト・デリバリー新規参入経費補助事業、ゼロ歳から高校生に1人当たり1万円の市内登録事業所で使える地域振興券を配付するかきりん振興券交付事業などが既に決定をされています。これは、市内事業者の営業継続をするために行われるものであると認識をしております。

ここで、飛騨市の営業継続支援、事業者への感染拡大防止支援策を御紹介させていただきたいと思えます。

飛騨市では、5月25日付で専決処分を行い、5月29日に発表された新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内事業者等への緊急支援について第6弾を発表し、国の補助、県の補助、市独自の39のコロナ対策の事業を行っていらっしゃいます。

飛騨市新型コロナウイルス感染症緊急対策第6弾では、さらに飛騨市の営業継続支援、事業者への感染拡大防止の支援策について御紹介をさせていただきますので、その中で不撓不屈の精神で立ち上がる事業者への支援として、コロナ対策「安心安全宣言」事業者等応援事業が創設をされています。内容は、適切な感染拡大防止策を行う事業者の皆様を応援しますとして、飲食店や宿泊施設等の事業者が県や各団体が示すマニュアル、市のチェックシート等を基に、各店舗独自の感染防止対策を講じ、チェックシートを市に提出することで、「安心安全宣言」事業者として市に登録される制度です。

対象となる施設は、飛騨市内飲食店、宿泊施設等で、適切な感染拡大防止策を行うことを事前に市に申請をされた施設で、登録された事業者には、消毒用アルコール2本、「安心安全宣言」のステッカー、テーブル設置用の三角ポップ、トイレ用の啓発ポップ、蓋を閉めてから流しましょうというものが配付をされています。

また、感染拡大防止対策として、コロナと共に生きる事業者等のための3密回避対策支援制度も創設され、自店舗の感染拡大防止のため、店内での客同士の感染防止を図るための設備及び備品等の設置設備、つい立てや仕切りボード、ビニールシート、間仕切り、感染予防注意喚起のサイン、お客様の誘導サインなどのこととございますが、そして2つ目には、感染を防止

するために必要となる衛生消耗品類ということで、消毒用のアルコールやジェル、次亜塩素酸水、石けん、非接触型の体温計など、マスク、手袋、フェースガードを補助すると言っております。

3つ目には、空気循環環境をよくするために必要な屋内換気設備類、換気扇とかコロナウイルスに効果があるとメーカー等が証明する空気清浄機のことだそうですが、というものの設置した経費については市のほうで負担をするというものでございます。3密を回避しつつ営業を継続する飲食店等に対し行った感染拡大防止対策の経費の10分の10、つまり全額を上限10万円として補助する制度でございます。

市内事業所でウイルスとの共存を図りながらも、事業を継続し、発展させるために感染拡大防止のための設備の設置や必要な衛生設備の購入など、様々な環境整備の取組を支援し、市内経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス対応販売促進事業補助制度を発表しております。内容は、先ほども申し上げました補助対象経費を10分の10、つまりかかった経費を全額飛騨市が補助することとする補助制度でございます。

さらに、これは私の御提案ではございますが、安心して利用できる環境整備のため、コロナウイルスに対する抗体を持っているかどうか調べられる抗体検査キットというものが5,000円ほどで手に入るそうです。全ての従業員の皆様が抗体検査を受けて、お客様に対して接客や営業をしていますよというアピールをする事業者の取組も考えられます。

そこで、通告の2つ目と3つ目を併せてお尋ねを申し上げます。

市内事業者の営業継続、市民が安心して利用できる環境整備のため、感染拡大防止対策を講じている事業者への支援はどのようなものがありますか。また、市内事業者への感染拡大防止対策費の補助、従業員への抗体検査の補助などを検討してはいかがでしょうか、お尋ねを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） まず、営業継続、市民が安心して利用できる環境整備ということで、どんな対策を講じているか、事業者への支援はという御質問です。

岐阜県及び県内市町村の取組の一つとしまして、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を実施している業者さんについては、宣言ステッカーを配付する取組が昨日6月26日から県が開始しております。今朝の新聞で見られましたでしょうか。県のミナモがマスクをしている円いステッカーなんですけれども、そちらのほうを配付するという事業でございます。

この取組は、事業者が自主的に感染防止対策を実施していることを県民の皆様へ分かりやすく伝えることを目的としております。このステッカーを入り口などに貼ることによって、それを確認した利用者が安心して施設を利用できることにつながるということが期待されております。なお、申込みができる業種につきましては、小売業やサービス業だけでなく、全ての業種

を対象とされております。

現在、県において手続方法の調整やステッカーの作成を行っております。早ければ6月下旬に市町村へ配付されることとなっておりますので、新たな情報が得られましたら市のホームページでの周知などにより情報発信を行う予定をしております。

こちらのステッカーですけれども、私ども瑞穂市のほうが窓口になっています。ガイドラインに基づいて申請をしていただいて、感染防止の基準を満たしているよということで申請をしていただいて、そちらのほうを県のほうに送らせてもらって県のほうからステッカーが来るという形になっています。こういう形で全県下一斉のものは統一的なマークをしたほうが効果があるというふうに今のところ考えているということでございます。県と一丸となってこういう運動を進めていくというところも、一つの広域的にこの感染症を抑えるという形のよい手だてではないかなというふうに思っています。

なおかつまた、県がこういうことを考えていただいているので、市のほうではこの関係の予算というのとはかからないということになりますから、ほかのほうにまた有効的に回すということも可能となりますので、やっぱりこういう県がやっていただいたものは、徹するといいますか、とことんやるという形で進めていくというのがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） おはようございます。

続きまして、私どものほうからも御答弁をさせていただきます。

ただいま馬淵議員より御指摘を頂きました飛騨市の例につきましては、私どもも大変注視をしておるところでございまして、実際に飛騨市のほうにお尋ねをいたしましてチェックシート等々も手に入れさせていただきました。

そこで現地にお聞きをいたしましたところ、登録事業者、なかなかたくさん、想定よりもまだまだ途上だということでございましたけれども、例えば消毒用のアルコールにつきましては、地元の酒造メーカー等々のものも購入できるといった特色があるようでございまして、予防対策の実施状況把握についても聞き取り調査を行ってみえるようで、意識の啓発に努めることを検討しているとのことでございました。

また、県におかれましては、先ほど企画部長からの答弁にもございましたとおり、業種別のマニュアル作成を進めておられますし、またステッカーの配付について啓発に努めるとのことでございます。

こうしたことを踏まえまして、当市におきましては、対策費の補助につきましてははるる考えつつ、まず当面はマニュアルの作成や実施の推進のための周知を行ってまいりたいと考えております。

また、このたび地方創生の交付金がまた頂けるということでございますので、この中でも当然検討はしていきたいというふうに考えております。

続きまして、従業員の方への抗体検査の補助につきましてでございます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する検査方法については、主に3つあるというふうに認識をしております。よくお聞きになれますとおりPCR検査というのがございまして、この検査につきましては、このたびまた唾液でも検査できるということが実施されようとしております。県におかれましては、医療圏ごとに地域外来・検査センターを設置し、検査体制の充実を図っておられまして、こうした中でもとす医師会へも設置の話が来ておりますので、また医師会と調整を行ってまいります。

また、抗原検査というのもございまして、これについては5月13日にキットの薬事申請が承認をされたところでございますし、また6月19日にも新たな発表がございました。

こうしたことで国の2次補正の中でも抗原検査については予算が計上されてきております。ただ、速やかに判定できるということがメリットではございますけれども、感度の問題等もございまして、念のためPCR検査を行っていききたいというふうにも考えております。これらについては今後詳しい情報収集に努めてまいります。

最後、議員御指摘の抗体検査でございますが、抗体検査につきましては、現在、期待されるような精度がなかなか発揮できない検査方法による検査が行われていると言われておりまして、厚生労働省についてはその点注意を呼びかけておられるようでございます。

また、国内で医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律——薬機法と申し上げますが——の体外診断用医薬品としての承認を得る抗体検査はない状態かと認識をしております。また、WHOも診断を目的として単独で用いることを推奨はしておらず、疫学調査等での活用の可能性にとどめておるといふところかと存じております。

こうした状況を踏まえまして、現段階では、今の状況といたしましては抗体検査の負担補助につきましては、補助推奨をすぐに行わず、情報の収集を継続しながら、国の動向を見守りたいというふうに考えております。

なお、本日の新聞紙上には、大阪でワクチンの治験が始まるとの記事がございました。この新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々新しい情報が入ってまいりますので、私どももアンテナを高く持ちまして、また本日、馬淵議員より御提案を頂きました諸々の事柄についても情報収集をしながら、また県や保健所、三師会とも協議をしながら施策事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、御答弁を頂きましたが、県の制度を使って周知を図っていくと企

画部長がおっしゃっていただきました。そちらにつきましては、ぜひ、今、平塚部長の御答弁の中にもあったように、市が制度を設けてもなかなか登録者が伸びていかないという現状もあるということですので、この制度をつくれればいいということではないです。私が申し上げたいのは、安心して買物や食事ができる環境をつくってほしいという趣旨でございますので、そちらをお酌み取りいただきまして、ぜひ行政からのプッシュ型といいますか、訪問型、アウトリーチと昨日はおっしゃっていらっしゃいましたが、そういった方法で事業者の確認をしていただいて、市民に安心な環境を整えていただきたいなあと考えております。

また、県がそういった制度をされるということですので、山本部長におかれましては、その制度に併せて何か市のほうで用意できる物品を事業者さんに提供するだとか、あと市独自のテーブルポップとか、トイレに貼るチラシだとか、そういったもの1つでも大分変わると思いますので、ぜひ御検討していただきまして、またアンテナを高く張っていただきまして、この感染拡大防止の対策に、そして市民の皆様が安心して経済活動が行える、消費活動が行える環境を整えていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、命を守りながらも経済を止めないために、瑞穂市で地域経済を循環させ、市民がコロナショックから脱却するために行う施策について、併せてお尋ねを申し上げます。

飛騨市の例をまた取りますが、飛騨市では5月1日に発表したコロナ対策第5弾の市内需要喚起による事業者への支援として、飛騨市史上最大級の飛騨市プレミアム商品券の発行事業を行っていらっしゃいます。プレミアム率20%、子育て世代支援としてお子様が購入する場合はプレミアム率30%、地域電子通貨と組み合わせて飛騨市史上最大級となる総額約12億円の経済効果を見込むプレミアム商品券でございます。

飛騨市の登録した事業所で使える地域振興券を一般向けに、誰でも買えるということですね、誰でも1万円で販売をし、1万2,000円分利用できる振興券となっています。1人10口までとなっています。

また、子育て世代には、子供は9,000円でその振興券を買うことができ、1万2,000円分利用できるという地域振興券でございます。

また、飛騨市では予算2,000万円をかけた金融機関と連携した飛騨市プレミアム電子地域通貨を実施しています。国の特別定額給付金を活用して、一人一人に配られた10万円でございますが、その一部を市内で御利用いただけるよう飛騨信用組合と連携し、同組合が発行する電子地域通貨、さるぼぼコインを活用した飛騨市プレミアム電子地域通貨を発行されています。これは一般の方には1万円チャージすることで2,000ポイントのプレミアムをつけ、1万2,000円分使用できるということでございます。また、子供さんは9,000円チャージすることで3,060円のポイントのプレミアムがつき、1万2,060円分使用できるというものでございます。どちらも10口までですが、多くの方が利用されると、知られていると聞いております。

また、リフォーム補助金の制度を拡充して、特別定額給付金にて10万円ずつ給付されたお金を市内で循環させるため、リフォーム等をする際は経費の2分の1、最大30万円を補助する制度を整えています。

瑞穂市においても、かきりん振興券を配付し、子育て支援をしておりますが、全世代に向けて恩恵のある地域振興券の販売を一般向けに行い、またリフォーム補助金など行政が需要を喚起するような施策を打ち、地域経済を守り立てる支援を行っていただきたいと思っております。

しかしながら、地域振興券の発行は事務手数料が発生し、経費もかかります。一度かきりん振興券で発行するという事ですから、以前、瑞穂市でも地域振興券の販売したことがあると思っておりますので、そのときのスキームを利用してやっていただくというのではないかと考えております。

また、今やキャッシュレスの時代となり、釣銭を渡す際の感染を心配する市民の皆さんもいると聞いております。キャッシュレスを推進する国にも歩調を合わせ、今後にも使えるプレミアム電子通貨の発行を検討されてはいかがでしょうか。命を守りながらも経済を活性化する支援策について併せてお尋ねを申し上げます。

1つ目、地域経済を循環させ市民がコロナショックから脱却するために行う施策はありますか。

また、地域振興券の販売をすることで地域循環型経済を図ることを検討してはどうでしょうか。また、キャッシュレス社会を促進させ、行政コストを削減するために、電子地域通貨の販売を検討してはいかがでしょうか。

3つ目、飲食業以外の影響を受けた事業所の営業を継続させ、さらなる経済復興、雇用の安定を図るための瑞穂市独自の政策は今後考えていかれますか、お尋ねを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今回の6月定例議会の一般会計補正予算におきまして、コロナ禍において内定取消しの方や解雇等で職を失った方への会計年度任用職員の募集、生活困窮者自立支援での住宅確保給付金、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の市負担金等のコロナ対策経費を盛り込まれております。

5月の臨時補正で議決を受けましたかきりん振興券、今御紹介がありましたものですが、高校生までの子供さんたちに1万円の振興券を配付し、大きな影響を受けている子育て世帯を支援するため、また市内の事業者への景気回復への起爆剤として行うものでございます。今、事業に参加していただける事業者を募集しているスタンプラリーというものもありますし、このかきりん振興券のほうも手を挙げていただける事業者を募集しているというところです。

今回、国の第2次補正予算の概要が発表されまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうが決定しております。これにつきまして、今回、上積み分として市のほう

にも通知が来たということで、昨日総務部長のほうから報告させていただいております。

今後は、新型コロナウイルスとともに生きていく新しい生活様式への転換が必要となります。瑞穂市での感染拡大予防と経済対策の新事業計画につきましては、現在、国の第2次補正予算の内容を精査しているところでございます。一度6月22日に関係部長が集まり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新しい生活様式の転換としてどのような事業が適切であるのか協議したところです。また、6月30日にももう一度集まりまして、政策調整会議としてこちらのほうの事業を決めていきたいと思っております。

その事業の決定をする場合に、項目を6つ設けております。感染拡大防止への啓発活動、感染予防の活動、そして経済活動の活性化、生活支援、事業所支援、新しい生活様式への転換事業という6つの柱を考えております。そちらの中で、今議員が提案していただいた御意見なんかも参考にさせていただきたいなというふうに思っております。

また、地域経済を循環させ、市民がコロナショックから脱却するために行う施策についてですが、検討している事業として1つ紹介させていただきます。感染予防のため、お店、各種事業所でのお金やレシートのやり取りにおいて、直接手に触れないよう気を遣って窓口をやられています。市内事業者での、先ほど議員も言われたように電子マネーの導入はまだまだ少ないと感じております。市内事業者への電子マネーの決済、こういう導入の支援ができないかを検討しているというところです。

まず、各種電子マネーがございまして。いろんな企業の方々が電子マネーの制度を持ってみえます。そういう方々を市内の事業者や公共の施設で説明会なんかをしてつなげないかというふうに思っています。なかなか一個人の事業者の方々がそういう新しいシステムというのを導入するにはハードルが高いと思います。そういう点でまずおつながりができないかなというふうに考えております。

また、5月の臨時議会で補正の承認を得ましたかきりん振興券が、まさに、先ほど議員が言われた地域振興券の一つでございまして。かきりん振興券は、コロナ禍により子育てに苦慮されている世帯を支援し、また休業等を余儀なくされた地元事業者の下支えとなるよう消費を拡大するものと考えています。この振興券ですけれども、高校生までの子供対象に、1人1万円の振興券ということで、個別に各世帯へ簡易書留によって郵送させていただく予定をしております。一般的に振興券は、議員言われたように、市民が一定の金額を払って購入して、メリットはあるという、プレミアムというのが各自治体では多いんですが、今回は、下支えをするということと緊急的な対応、生活を支えるということで、100%の1万円分をお一人ずつに送らせていただくという考え方をしております。

今後、地域振興券は、市内事業所で使用されますので、市内での経済活動が活発となり、市内事業所を支えることになるものでございますので、これを今は紙ベースによる振興券なんで

すけれども、議員言われるように、今後は進化させた電子地域通貨が最終的には目標になってくるのではないかなと思っています。スマートフォンのアプリと加盟事業者の決済端末によって地域経済活動を狙った電子通貨のことをいうものでございます。

議員の紹介にあった高山市、飛騨市、白川村にもさるぼぼコインという電子通貨があります。こちらのほうも私どもも認識しております。これに切り替えれば、先ほど議員言われたように振興券の印刷や郵送等の経費が削減されて、行政コストも削減できるということにつながります。まずは電子マネーの導入だとか、地域振興券というのは何ぞやということをして市内の事業者さんにも知っていただき、やっぱり便利だねということも市民の方に感じていただくという手順を踏んでいきたいと思っております。ですので、一遍には電子マネーの導入とか地域通貨とはいかないにしても、将来的にはそういう流れのほうへ向かっていく方向に結びつけていけなかなというふうに考えているところでございます。

6月30日にまた関係部長が集まりまして政策決定会議・調整会議というのを開きます。そちらの中でいろんな事業を起こさせていただいて、また有効的にコロナの防止ができるようなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私のほうからは、飲食業以外、市の独自支援策ということでお答えさせていただきます。

岐阜県が実施しております岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金では、県から休業要請のあった事業者に対して県が50万円を支給しております。この協力金に関し、県と市の間で協定書を締結しております。この協定に基づき瑞穂市内に対象施設のある事業者に対して支払われた給付金の3分の1を原則として市が負担することとなっております。この負担金につきましては今回の補正予算の中で252件、4,200万円を補正させていただいているところでございます。先日、県からの速報値では、瑞穂市内300件の申請があったというところで、後日また改めて議会のほうへ補正というような対応をさせていただきたいと考えております。

厚生労働省では、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して、一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を行った場合に休業手当、賃金等の一部を助成いたします雇用調整助成金、これをコロナ向けの特例として設けております。その中で市でも県の補助金を活用しながら、事業主が負担する額の一部を市が助成するような仕組みを取っていきたく思います。いわゆる雇用調整助成金の上積み助成金とよく呼ばれるものでございます。現在、そういった制度設計を考えておるところでございます。

国では、2次補正予算の中で、まず1つは家賃補助を含む事業継続や雇用維持への対応ということで、地方に1兆円の枠を設けております。それから、新しい生活様式ということで、別に1兆円を地方に設けております。本日の新聞報道を見ますと、この1兆円の枠の各地方への

配分が決まったようでございますので、詳細にはまだこれから新たな独自の支援策を、この予算でもって瑞穂市も対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[8 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 山本企画部長のほうからキャッシュレスの導入支援というものを行っていききたいという御発言がございました。そうした方向性についても私と同一にするものであるというふうに思いました。

今は緊急的にかきりん振興券を子育て世代に配付した、これは本当に感染拡大防止期においては必要なことでありますが、これからは経済もやっつけていかなければいけないという時期でございますので、ぜひ一般向けの販売というものを御検討いただけるというふうに思っておりますので、かきりん振興券が配られて、それを目にする数が少ないからなかなか周知も行き渡らないというところもありますので、全市民が使えば、これが地域の中で浸透する通貨になってくるといふふうに思いますので、ぜひ継続して御検討をお願いしたいと思います。

また、鹿野部長のほうからは雇用調整助成金の上積みというようにお話もありましたので、私自身も一般質問させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の副委員長を仰せつかっております。市長はじめ執行部の皆様も我々議員も、そしてまた市民の皆様もワンチームとなってこの難局を乗り越え、明るい未来を描いていきたいと考えております。しっかりとその特別委員会のほうで協議をさせていただきまして、議員も、そして執行部も、そして市民の皆様から頂いた御意見も併せながら議論をして、明るい豊かな市民生活をつくっていききたいと考えております。

それでは、大きなテーマ2つ目の質問に移らせていただきます。

瑞穂市では、市最上位計画に位置づけられているこの第2次総合計画が平成28年3月に策定されてから、現在で5年を経過しようとしております。「誰もが未来を描けるまち瑞穂～選ばれるまちをめざして～」と定められています。この総合計画で描かれた瑞穂市の5年後に今なっているのでしょうか。皆様と一緒に想像をしていきたいと思っております。10年後の瑞穂市の未来を描き、策定されたものだと思いますが、構成としては10年の基本構想、そして5年の基本計画、そして1から2年の実施計画で構成をされています。

それではお尋ねを申し上げます。第2次総合計画前期基本計画で掲げられた重点施策、重点事業の達成状況と反省点はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 前期基本計画の共通目標に総合計画の進行管理という項目がございます。進行管理上の目標指標として総合計画の進捗度と決めております。各課が進めている事業のそれぞれの進捗度を割り出し、全ての事業の平均値を数値化しております。平成31年の集

計がまだできておりませんので、平成28年度から平成30年度の集計でお話ししますと、進捗度はそれぞれ平成28年度が38.9、29年度が44.2、30年度が50.2となっており、数値的には令和2年度に60.0、令和7年度に90.0の進捗度を達成できる見込みとっております。また、質問の重点施策のみに限定して数値化しますと、平成30年度におきましては59.8%の達成状況となっております。

この反省点という御質問がございましたが、なかなか数値化がしづらい施策・事業につきまして、進捗状況の把握と評価において見直すところがあるというところでは、総合計画評価審議会がございまして、そちらでも指摘されているところでございます。

事業の評価につきましては、目標設定数値が設定しづらいものがあるのも事実です。事業開始前の状況をまず把握する調査を実施しまして、その後、事業終了後の調査と比較するという事業効果を見るということが出来ますので、将来の理想の状態を見据え、効果測定をするということが標準的な事業の流れとなるように進めていきたいなというふうに思っています。アンケートとかいろんな手法はありますけれども、今の現状を分析して、同じ指標でもって事業を達成した後、もう一度やってみてどうだったのかというのが、事業をつくるときにも一体となってやっていくという考え方を浸透させるというのが大事なかなあと、その点が反省点かなあというふうに思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） そのような反省点に立って、後期基本計画を策定するに当たっては、どのような決定をするのかという御質問をお聞きする予定でしたが、今御回答も頂いたと思っておりますので、別のことを申し上げさせていただきますが、前期基本計画の重点施策である計画的な財政運営にある、おおむね5年ほどの中期財政計画というものは現在瑞穂市にあるのでしょうか。

平成28年から令和2年を計画期間とする第2次総合計画前期計画で掲げられた共通目標の中に、持続可能な都市経営のまちの中の財政運営で目指すべき姿が、すべての市民が安心できる健全で豊かな財政状況のもと、堅実でバランスの取れた財政運営と、民間の多様な経営手法が融合した新しい財政運営を展開するまちになっていきますとこの第2次総合計画に書かれています。施策の内容では、1番目に計画的な財政運営と書かれ、市の財政状況を表す各指標の推移に留意しながら中期財政計画に基づく財政運営を計画的に実施しますと書かれています。

そこでお尋ねをいたします。前期基本計画の重点施策である計画的な財政運営にあるおおむね5年ほどの中期財政計画はございますか。また、重点事業である中期財政計画を策定する予定があるのか、そして重点施策、重点事業を策定するに当たり、中期財政計画を基に重点施策、

重点事業を決定するのか、つまり優先順位をどのようにつけるのかということについてお伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 改めて、おはようございます。

ただいまの財政計画というところでございますが、今現在、この総合計画における当市における財政計画というものはございません。財政計画を作成する場合、その考え方、方法というものは様々あると考えますが、社会経済の情勢や、さらには市民ニーズが多様化していく中で、将来推計というのは大変難しいと考えております。

今回のコロナ禍など、今後の経済情勢もそうでございますが、国の経済対策による景気動向や税制改正、さらに地方財政制度、先ほども申し上げましたが市民のニーズが多様化していく中で、地方の財政運営は大きく影響をしていくというところでございます。

また、特に地方の地方会計制度の下では、単年度会計を中心にそういう制度化がされているという中で、長期的な財政計画を定めていくというものは非常に難しくなっている。ただ、そうした状況の中でも、やはり少子高齢化の進行は瑞穂市においても例外ではなく、生産年齢人口の減少による税収入の減少や高齢者の増加による社会保障費の増嵩など、厳しい財政状況は予測されるところでございます。

また、地方の財政運営においては、平成21年に財政破綻による財政再建団体となる自治体が出てきたことなどを背景に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、通称健全化法が全面的に施行されております。この健全化法に基づき、自らの財政状況について、より積極的に情報を開示していくことや、実質赤字比率とか、実質公債費比率、さらには将来にどれだけ負担をかけているかという将来負担比率など、新たな財政指標の公表が義務づけられておりまして、こうした財政指標が基準以下だった場合は、国のほうから財政健全化計画、いわゆる財政計画のことでございますが、こういったことを策定するよう義務づけられているというところもございます。当市も、地方自治法に基づく決算や財政状況、さらには健全化法における各財政指標の公表などを、広報やホームページで市民に分かりやすく開示するよう努めているところでございます。

ただ、先ほども述べさせていただきましたが、長期にわたる財政計画は厳しいと考えます。ただ、個々の大型事業においては、当然、財政計画は必須だと考えております。当市のように、今後、大規模事業が始まる前には、比較的短期で毎年見直しができるような、いわゆる柔軟に対応ができる財政計画の策定は必要かと考えております。

そこで、今年度策定に取りかかっている第2次総合計画の後期基本計画の中では中・長期5年間の財政計画というものに対しては策定に向けて検討をしていきたいと考えております。ただ、まずはやはり財政状況、各種財政指標をしっかりと把握、分析した上で、総合計画にござい

ます持続可能な財政運営をしていきたいと考えておりますので、御理解を願います。

[8 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま御答弁を頂きましたが、単年度会計の弊害というお話がありました。確かに地方自治体は単年度会計をして単年度で予算を組んで執行していくわけですが、公共下水道の整備でいいましたら、40年間で370億円、市の負担としては108億円ぐらいだと私は認識をしておりますが、長期にわたるもの、その中で単年度を考えていかなきゃいけないということだと思っておりますので、単年度会計でありながら中長期を見据えてやっていかなければいけないというふうに考えております。

また、今部長の答弁の中で、第2次総合計画の後期計画においては中期財政計画の作成を検討するとおっしゃいましたので、作成するというふうに言っていただけないのかどうか、その辺また再度確認をさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ありがとうございます。

今現在取りかかっているところで、さらに策定のメンバーも今決まったばかりで、動き出したというところで検討ということで御理解をしていただきたいと思います。以上です。

[8 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 作成のメンバーも決まって、今現在進行形だというふうに私は捉えさせていただきますが、今うなずいていただきましたので、この中期、つまり5年ぐらいの計画、この後期基本計画期間、今から5年後、2025年までの瑞穂市の未来の姿を描きながら、今の計画を立てるという未来志向のバックキャスティングという言葉を言われておりますが、あるべき姿を思い描いてから今の事業を進めていくということが非常に大切だというふうに思っております。

我が瑞穂市では、JR穂積駅の再整備、200億から300億と新聞報道でありました。これはまだ計画ができておりませんので、はっきりとしたことは言えませんが、そして新庁舎の建設、建物だけで40億円、そして公共下水道の整備370億円、事業費ですね。そして、公共施設等維持管理、つまり今ある施設の維持管理、そして道路、そういったものを今と同じように使えるようにしていただけても1,155億、これは市のほうでは、以前私も一般質問させていただいたので、曖昧なものだというような御発言もあったかと思いますが、たくさんの予算がかかる事業を同時に進行していかなければならないという時期になっております。

選ばれるまちを目指して、誰もが未来を描けるまち瑞穂の実現のために、市民から期待され、市長となられた森市長の類いまれなるリーダーシップを発揮していただき、市執行部の皆様の

お力をぜひお貸してください。そして、同僚の市会議員の皆様にも併せてお願いをさせていただきながら、私自身は自分の掲げた、選挙の際に掲げた子供たちも孫たちも自慢できるまち瑞穂の実現のために、市議会議員として精いっぱい力を尽くしていくということをお約束申し上げまして、新たに議員となった初めての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君の質問を終わります。

4番 北川静男君の発言を許します。

北川君。

○4番（北川静男君） 改めまして、おはようございます。

議席番号4番、無所属の会、北川静男でございます。

ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まずは、傍聴に来ていただいた方、お忙しい中、誠にありがとうございます。

本日、私のほうからは2点質問させていただきます。

1つは市道西部環状線について、2つ目は新型コロナウイルス感染対策関連事項についてでございます。

私は、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員でございますので、直接的なことは避け、関連した質問をさせていただきます。

その1つは、密を防ぐための駅前レンタサイクルの新設及び学校内での教職員以外の会計年度任用職員の一時的雇用について質問させていただきます。

これよりは、質問席において質問させていただきます。

まず1点目、市道西部環状線について。

平成20年9月に瑞穂市都市計画マスタープランが初めて策定され、その後、平成28年3月に策定された瑞穂市第2次総合計画の方針に基づき、人口減少、超高齢化社会等に対応を目指すため、平成30年3月に改定され、瑞穂市都市計画マスタープラン概要版が発行されました。瑞穂市内で南北に走る基幹道路を、東から主要地方道北方多度線、県道美江寺西結線、県道曾井中島美江寺大垣線、市道西部環状線と3本の道路があります。

その中で、市道西部環状線が瑞穂市と安八町との行政区域付近で終わった状態となっております。朝の通勤時には、美江寺西結線のJR下が交互通行のため、犀川橋手前で右折して、横屋地内を迂回する車が増えてまいりました。そのため、犀川大橋から西に抜ける道路の突き当たりの丁字路と西部環状線と、古橋地内から南に来る合流地点の間が大変渋滞しております。

当初計画のPLANT-6までの工事はいつ頃になるのでしょうか。予定をお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員が今申されました西部環状道路につきましては、平成21年度に着手いたしまして、古橋地内のコンビニ、ガソリンスタンドのある交差点から南下して、現在まで10期にわたり古橋地内、ちょうど揖斐川の堤防に並行して走る道路の部分までの整備を行い、現在この事業を休止しておるところでございます。

これは、平成25年の2時間で計130ミリの雨によりまして、古橋地内が一時的ではございますが道路冠水、住宅の浸水の被害が発生したことをはじめといたしまして、以後毎年のようにこの西部環状道路の東側を縦断いたします西排水路周辺では、市内でも大雨の際には道路冠水するような浸水被害の常襲箇所の一つとなっております。それらを解消するためにも、西排水路の改修とその下流部に調整池を設けるなどの内水排除対策、これを10か年で整備を行っていくこととしております。

西部環状道路と古橋地内の西排水路改修は、揖斐川堤防沿いの道路部分で重複することもありまして、まずは優先されるべきは毎年発生いたします道路冠水などの古橋地内、住宅密集地での浸水被害の発生防止と判断いたしまして、水路改修にその予算をシフトさせていただいております。何とぞ御理解いただきたいと思っております。

したがって、この道路の整備につきましては、今のところ整備の再開の見込みは立っておりません。横屋地内では土地区画整理事業の計画も進んでおり、市が策定しております西部環状道路整備基本構想に基づいて先行して実施されるケースも生じてくることもあるかもしれませんが、市内を循環する道路の一つとして位置づけておりますので、その点も御理解いただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 今のお話ですと、古橋地区の内水排除対策事業が10年ほどかかるとおっしゃられましたが、そうしますとそれ以降に西部環状線の再工事をされる予定なんですか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この道路の目的といたしましては、当然のことながら通行車両の円滑な通行を目的としており、また両側に歩道を設置いたしまして、特に人口が急激に増えている古橋地内の皆様方の歩行の安全を確保するといった点で整備が始まっており、先ほど申し上げました10年にわたって、ちょうど揖斐川の堤防下のところまで出てきております。ここから先につきましては、住宅地が直接道路と接しておりませんので、その歩道整備ということも緊急を要さないというふうに思っております。やはり、議員御存じのとおり古橋地内の住宅の密集状況、それから今6月、7月、それから8月と、こういった時期に局地的な大雨が降ると古橋地内の道路が冠水する、場合によっては住宅に浸水被害が起こるといふようなところは

毎年危惧しておるところでございます。そういった意味で、その道路予算をシフトした格好で内水排除へという御発言をさせていただきました。

しかし、先ほど言いましたように、路線としての基本構想は全て一般県道の美江寺西結線までつくっておりますので、必要な箇所につきましてはまた再開するというようなところで、今、これをいつに再開するかということにつきましては、大変申し訳ありませんがお答えすることができませんので、よろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 今の説明で十分分かりましたが、主要地方道北方多度線、県道岐阜県南大野線、県道曾井中島美江寺大垣線、市道西部環状線を全てリンクさせ、瑞穂市の外回り環状線として機能するように早く都市計画決定の判断を下していただいて、北方多度線の交通量の緩和、物流の要、企業誘致に向けてのインフラの整備をお願いする次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染対策に関する事項。

連日新型コロナウイルス感染に関する報道がされ、瑞穂市では4月5日に最初の陽性患者が発生してからは、市長をはじめ市職員の方々には新型コロナウイルス感染対策対応にあらゆる対策を講じていただき厚く御礼を申し上げます。

そんな中で、第2波、第3波が予想される昨今、次の2つの質問をさせていただきます。

まず1つは、密を防ぐため、駅前レンタサイクルの新設、特に朝日大学の学生さんは駅前からバスにて通学されていますが、密を防ぐために自転車の貸出しをされてはいかがでしょうか。学生さんに伺ったところ、あれば利用する人が大半でした。

今、国内のみならず海外でも新型コロナウイルス感染発生後は自転車が見直され、専用レーンができる状況にあります。通勤用にも最適かと思われます。まず、この案件に対してのお考えをお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 朝日大学のバスにつきましては、みずほバスと同様に岐阜バスが運行しております。駅前から朝日大学まで約5分で運行しておりますが、その間のコロナウイルスの感染症予防対策として、車内の空気循環のため窓ガラスの開放対策をみずほバスと同様に実施していただいております。また、乗客に対してもマスクの着用、車内での会話の制限、ソーシャルディスタンスの確保などを実施しており、安全な乗車環境のために取り組んでいただいているものと考えておりますので、安全な乗車環境のため取り組んでいただいているというふうに理解をしております。

このように感染予防対策が取られておるところでございますが、御心配な場合は、時間をずらして乗車の通学を御検討いただきたいと思いますと考えております。

議員の御提案にありました駅前でのレンタサイクルということにつきましては、市長のマニフェストにもありますが、私どもは観光面での活用を視野に入れて、他市の事例を踏まえ研究しておるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

実を言いますと、新型コロナウイルスとかけ離れていますが、観光の点から見て瑞穂市には中山道美江寺宿跡、小簾紅園等名所・史跡が多々あります。また、先日の質問の中で、中山道大月多目的広場が完成すれば集客が見込まれると答弁があり、かつ他県並びに外国からのインバウンドの受入れを考慮した場合、自転車での市内巡りも粋な計らいだと思います。自然環境の面でもかなり見直されています。それと同時に、6月23日付の中日新聞には、密回避にシェアサイクルというタイトルで記事が掲載されていました。

岐阜県感染警戒QRシステムの、スマホでQRコードを読めば来訪者が登録されるシステムと類似で、自転車にQRコードを貼り付けてスマートフォンアプリで読み込んで鍵を解除して、誰が利用したかが判明できるシステムですけど、このようなシステムを利用してその貸出しをしてもよいかとの考えであります。これは直接コロナとは関係ございませんですけども、そのように考えております。

なぜこのような提案をさせていただいたかと申しますと、学生さんが住んでみえるアパートの管理人さんが自転車を大量にスクラップ屋さんに処分しておみえになったんです。お伺いしましたら、他県から来た学生さんがこちらで自転車を購入して、卒業時には持って帰られないそうです。そこで私はリサイクルができないかと思った次第です。自転車はほとんど新しい状態でリサイクル可能なものばかりでした。学生さんが利用しているアパートは多々ありますので、こういったことを試験的にやってみてはいかがなものでしょうかと思います。

コロナとこれは直接関係ございませんですけども、今後に向けて都市整備部長からお話しありました観光の面から考えた場合、今後こういった形で検討していただきたいと思います。

最後、次の質問に移らせていただきます。

学校内での教職員以外の会計年度任用職員の一時的雇用ということですが。

まず冒頭に、この質問を作成したのは6月10日の昼前に、南小学校に行って校長先生にヒアリングをして作成したのですが、ところが6月23日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の席上、教育委員会のほうから一部説明がありましたので、確認の意味での質問をさせていただきます。

現在、学校の教職員の方々は、登校してきた子供たちをグラウンドに並ばせ、体温を記入した健康チェックカードを順番に提出させ校舎内に入っていきます。南小学校は児童数が全校で563人在籍しております。校長先生、教頭先生、保健師さんの3人プラスアルファの方でやっておられます。授業の準備があるためにほかの先生は難しいそうです。教職員の方は、子供たちが授業を終えて帰宅した後、教室内の除菌、トイレ内の除菌と、コロナ発生前より仕事量が増してきております。

まずこの現状をどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 改めまして、おはようございます。

新型コロナ感染症対策について学校の現状をとということです、その辺りについての教育委員会の認識についてお話をさせていただきます。

これまでも教育委員会は学校と協働して働き方改革等を進めてまいりました。一定の効果は上げてきている中で、まだまだ課題はあるというふうに認識しておるところでございます。それが今回の新型コロナウイルス感染症が広まりつつある中で、臨時休業等を伴って今まで休業等を行ってまいりましたが、6月1日の学校再開以後、学校の状況につきましては、次のような状況がございます。

先ほどの北川議員さんがおっしゃられたように、子供たちが学校へ来たときに、いわゆるウイルスを学校に持ち込まないという状況で登校チェックを行っております。教職員も同様に朝体温チェックをしてから勤務するという状況です。そこで、子供たちが校舎の中に入る前に体温はどうであったかとかいろいろな健康チェックを、カードを基にして行うという作業が新たに加わりました。そして、入ってから手指消毒、あるいは手を洗うといったような活動がございます。手指消毒の場合は、教職員がスプレーを持って、一人一人の手のひらに噴霧するというような形を取っております。学校によっては、それを自動スプレーを買って職員の負担を軽減している学校も今出ているところです。

そうした中で、ソーシャルディスタンスとかいろいろなことを配慮した授業を行っております。特に体育であるとか音楽であるとか家庭科の調理実習であるとか、そういったものについては非常に配慮しながら、実施できないものもあり、工夫された授業を展開しております。そういった負担も増えてきているところです。

さらに、子供が帰った後には、校内の施設の消毒、あるいは清掃活動もございます。トイレの清掃等につきましては、学校で職員がやっているところもございますが、文部科学省の衛生管理マニュアルを見ますと、決して禁止ということではございません。一定の換気をする、あるいはそこでの清掃を行う子供の人数を制限する、手袋、マスクをして実施する、その後の手洗いをかなり強化して行うといったようなことで清掃活動も学校によっては行っているところ

もでございます。しかしながら、特に小学校なんかでは教職員等が行っているというところもございませぬ。その後、教室内の机の上、あるいは子供たちが触るであろうドアノブ、トイレのいろんな手が触れる場所、そういったもの全てについて消毒作業を行うというのが新たに教員の業務として増えております。

こういったものにつきましては、再開前に予想されたこととございませぬので、それらについては学校でどのように行っていくかということを検討してきたところとございませぬ。そして、それぞれの学校の実情に応じた形で今進めてきているというところとございませぬ。教育委員会としてはそのような認識をさせていただいているところとございませぬ。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

6月15日までは分散登校で下校も早く時間的余裕もありましたが、6月16日以降は通常授業に戻り、子供たちが帰宅するのが3時から4時頃となり、先生方はその後除菌作業をして本来の仕事に戻られます。

働き方改革でコロナ以前はかなり時間的余裕ができていたのが、今では逆にストレスにつながっていると聞きます。先生方は、子供の表情を見れば子供の健康度とか家庭での出来事がある程度つかめると言っておみえになりました。次世代を担う子供たちを教育する先生方の負担を軽減するためにも、本年度、任用職員の一時雇用の予定をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 一時雇用と申しますのは、議員さん御存じのように会計年度任用職員の雇用だというふうに御理解させていただきお答えさせていただきます。

現在、学校のほうにも会計年度任用職員は在籍しております。例えば生活支援員という形で入っている職員がおります。この方々もまずは活用できないかということを考えております。通常の勤務時間がありますが、例えば感染症対策に御協力していただける時間帯に勤務が可能かどうか、この確認を行っております。通常であれば、例えば8時15分とか8時半から勤務が始まるんですが、子供たちが学校へ来るであろう大体7時半過ぎ、45分ぐらいから勤務いただければ、いわゆる時間外勤務手当をつけてということをお財政のほうとも協議いたしまして、それも可能としました。

しかしながら、会計年度任用職員の方々の中には御家庭のいろんな御都合もございませぬので、全員の方がオーケーというわけではございませぬ。勤務可能な方々に応援を依頼させていただき、いいですよというふうに承諾いただけた方々には、もう今既に学校によっては早朝から勤務いただいて、手指消毒や、あるいは健康チェックを中心に行ってください、その後通常的生活支援員という形で通常の業務に当たっていただいている方がお見えです。

もう一点、会計年度任用職員の雇用で今回の新型コロナウイルス対策として考えておりましたのが、国の人的体制整備に係る補助金が出ます。これが出るということで、緊急に考えました。この中身が現在やっているものの拡大というものでございます。今やっているものは何かといいますと、岐阜県スクール・サポート・スタッフ配置事業でございます。スクール・サポート・スタッフ、学校の教職員がやっている業務の中で、印刷業務であるとかそういったものを中心に今現在も3名の方々に各中学校区にお一人ずつ来ていただいております。

その方々と同じ配置事業を拡大しますよというふうな形で県の教育委員会のほうから国の補助金の事業を活用するというお知らせを受けました。配置していない学校に1名ずつ入れることはできるということで7名、市内は10校ありますので今の3名を引いて7名の新たなスクール・サポート・スタッフの方を導入することができるということが分かりました。

そのことを先日の会議でも説明させていただいたわけですが、この方々を7月から2月までという限定期間ではございますが、国の補助事業を活用させていただいて、今それに向けて募集もけていきたいというふうで7月に向けて準備をしているところでございます。

以上、2つの形で今見える方々をさらに活用する方法、そして新たに拡大して活用する、この2点で会計年度任用職員の雇用を拡大していきたいというふうを考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） さきの6月23日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の席で御説明がありましたんですけども、岐阜県より提示された事業概要として、岐阜県学習指導員等配置事業及び岐阜県スクール・サポート・スタッフ配置事業が提案されていますんですけども、この中で人員が、学習指導員が1校2名、それからスクールサポートスタッフは1名ということになっておりますんですけども、7月からという、もう時間的にも物理的にも余裕がございませんですが、果たしてこの人的確保は可能なのでしょうか。そこら辺をお伺いしたいんですけども。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 正直言いまして人材確保にやはり苦慮するところでございます。いろいろなところでお知らせしたり、お願い等っております。

今、答弁はしておりませんでした。もう一つは学習指導員というのもございます。今議員さんが言っていた中のものでございますが、これについては学生も可ということで、近隣の大学、特に将来教員を希望するような学部、学科等に在籍する学生の活用も可ということでございますので、そういったところへもお声をかけさせていただいて確保していきたいということを考えております。

スクールサポートスタッフについては、導入して2年になりますので、かなり市内でも御理

解が進んでみえるというふうに私ども考えておりました、今後積極的な形で募集したいというふうに思っておるわけですが、議員さん方の中でもまたそういったことに、やっていいよという方がお近くにお見えでしたら教育委員会にも紹介いただければありがたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 特に岐阜県学習指導員配置事業の中での学習指導員の配置ということに関しましては、素人ではいけませんもんですから、学習指導員ですもんで有識者でないと、学生さんもある程度そういったことで含まれたと思いますけれども、そういったことでなるべく早く募集していただいて、現在の学校の職員の方々の負担軽減をしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、総じて言えることは、瑞穂市は現在人口増にあります、瑞穂市に転入してきた人たちが瑞穂市に転入してきてよかったなあと思える本当の意味でのよいまちづくりをしていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 4番 北川静男君の質問は終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時46分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬君。

○1番（広瀬守克君） 議席番号1番、無所属の会、広瀬守克でございます。

傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。

議長のお許しを頂きましたので、最終日最後となりますが、これより瑞穂市市会議員として初めてとなります一般質問を、大きく2項目についてさせていただきます。

1つ目はスポーツ施設について、また2つ目には市民の安全・安心についてでございますので、よろしくお願いをいたします。

一般質問に入らせていただく前に、先ほど来皆様お話をされております新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息と、社会生活、社会経済活動の回復を心からお祈りいたします。ウイズコロナ時代を生き抜くために、オール瑞穂で新たな日常対策の継続、徹底に努めてまいりましょう。

これよりは、質問席にて行わせていただきますので、よろしくお願いをします。

それでは、まず1つ目でございますスポーツ施設についてでございます。

穂積中学校においては、旧校舎の南に新校舎が建てられました。そのためグラウンドが手狭になっております。拡張整備の計画を進める上で、まずは新しくテニスコートが学校の北側、水源地の西に建てられました。そのグラウンドの南側の市営テニスコート、こちらはいまだに利用されることも取り壊されることもなく現在に至っております。

今後の穂積中学校のグラウンド拡張整備について、整備計画をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

まず、新しくテニスコートができて1年と3か月ほどたっております。そちらの後のグラウンドの拡張整備の計画につきましては、現在、関係機関と各種申請などの必要の有無などの調整を行っているところでありまして、あわせて隣接地権者と境界立会いも予定しております。

また、穂積中学校には、今後のグラウンド拡張整備された全体像だとか、そういったところをお伝えした上で学校側がグラウンドをどのように利用したいかという計画を確認しております。

使用しなくなったテニスコートにつきましては、今年度、中学校と協議の上、支柱基礎やラインなどを順次撤去を行う予定をしております。また、状況に応じてですけれども、測量も可能かと考えております。

また、来年度には、トラックの向きや位置、大きさなど、中学校が希望される利用計画を参考にしながら基本設計を行いまして、その後実施設計、またその翌年度以降には拡張工事を実施したいと考えております。

しかしながら、グラウンドの拡張整備に当たりましては、事業費というものがやはりついてくるものでございまして、財政状況を見ながらほかの施設整備とも調整を行い進めていきたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 次長、ありがとうございます。

今のお答えで、徐々に行うということですが、予算とかそういったものはどのようなお考えで、また立てられる計画というのはございますか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 今、いろいろ関係機関と各種申請などの必要の有無を調べているところでありまして、それによって、例えば測量等が必要になってくるとなれば、その時点で補正なりでも要求させていただきまして進めていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ということは、補正をさせていただいてからの計画ということになっておるわけでございますけれども、もう一度聞かせていただきますが、今年度、または来年度に予算のほうは立てていただけるのでしょうか。教育長、市長、お答えできればと思いますが、どのようなお考えでございますか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 今も申し上げましたけれども、いろいろと相談する機関とかがありますので、そこによって必要に応じたところで予算を取っていきたいと思っております。また来年度以降につきましては、今年度、精査した上で新年度予算なり上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 実は私も10年ほど前にPTAでお世話になったときに、穂積中学校の新校舎設立というときに整備計画がされておまして、もう十数年たっております。やはり子供さん、もちろん生徒もそうですが、親さんも、一般の方も大変心配されている場所でございます。ぜひ早急に計画を立てていただきながら拡張整備をしていただきますようによろしくお願いを申し上げます。

それでは、2つ目に参ります。

こちらは市営の穂積グラウンドになりますが、国道21号線に隣接して穂積町時代から、野球場、それからサッカー場ができていたところが設けられております。今現在、スポーツ少年団、中学野球、ナイター野球、それから体協主催の大会などに利用されてきましたが、いまだに瑞穂市には公式試合ができる、そういった野球場やサッカー場がなく、他市町の競技場を利用したの公式試合の開催となっております。

そこでお尋ねでございます。

市営グラウンドの周辺には商業施設が立ち並んでおります。あそこはまた一等地でございますが、瑞穂市が誕生して既に17年が経過いたしました。今こそ瑞穂市の総合的なまちづくりや、有効的かつ経済的な土地活用を考えるときではないでしょうか。

私は、今こそ市営穂積グラウンドを民間に売却した上で、今現在土地活用に厳しい規制がかかる地域、例えば市街化調整区域、農振地域などに公式試合ができる野球場やサッカー場を併設した、子供から高齢者の全ての市民の皆様が安全に安心して利用できる市民球場などを新設することが瑞穂市のこれからの健幸都市みずほにつながることを考えますが御意見をお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいま議員御指摘のように、グラウンドを民間売却ということも一つの方法かとは存じます。しかしながら、現状は穂積グラウンドにつきましては、議員御指摘のとおり、穂積中学校やほかの団体等が御利用されております。先ほどの御質問にもありましたように、穂積中学校におきましては、グラウンドの拡張整備を現在計画しておりますので、整備内容が固まった段階で中学校グラウンドでの部活動の利用や、穂積グラウンドで現在利用していただいている方々の活動を踏まえながら、今後の在り方について検討していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 瑞穂市、岐阜県は21の市があるわけでございますけれども、その中でこういった公式試合ができる市民球場、サッカー場がないまち、幾つあるか御存じでしょうか。私、実は調べさせていただきましたんですが、瑞穂市はもちろんございませんが、あと数市だけでございます。あとの市はきちんとした競技場を設けてございます。

どの自治体も、住民サービス、また公共サービスの向上のためのあらゆる手法をもって施設を考え、そしてチャレンジしてまちづくりに努め、進められております。お隣の本巢市、北方町においては、各市町の実情に合わせた有効的、斬新的な土地の利用を計画し実施されようとしております。

今、瑞穂市として必要なまちづくりの考え方は、行政面積が狭いにもかかわらず都市計画区域と区域外に2分割にされている土地を最も有効的に活用することではないでしょうか。現在もこの瑞穂市は人口が増加し、若いまちだと言われる市にとって、本当に国道21号線に隣接する、先ほども申しましたが付加価値の高い土地が、これから5年、10年先も今のままの穂積グラウンドとしての広場として利活用されることが瑞穂市の実情、地域の実情に合った土地活用なのでしょうか。

瑞穂市市有地、唯一のまとまった商業地域と工業地域を広場として利活用し続けることは、市民の思いや願いでもなく、決して市民の幸せになることとは私は思いません。現在の穂積グラウンドは、瑞穂市市有地の未利用地といっても私は過言ではないと思っております。大垣と岐阜を結ぶ国道21号線の商業地域、工業地域は、民間に利用していただき、先ほども申しました、固定資産税を得ることが必要だと思われませんが、いかがでしょうか。

夢や希望なくしてまちづくりはできないと思っております。まちが発展することも市民が幸せになることもありません。

商業地域、工業地域に立地する穂積グラウンド、先ほども言いましたが、売却、もしくは貸与し、固定資産税を得て、新しく市民の皆さんがスポーツに楽しみ、誇りが持てる市民野球場を土地利活用が十分でない地域に新設するという、健幸都市みずほの実現にもつながるこの提

案について、再度瑞穂市民の公僕として、また行政とは究極のサービス業であると私は考えておりますが、そのお立場からの考えで、教育長、また市長、お答えできればと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 広瀬守克議員の御質問にお答えいたします。

国道沿いにある穂積グラウンドの御質問ですが、議員先ほど申し上げられましたが、未利用地ではございません。グラウンドですのでしっかり利用させていただいております。

そして、教育次長からもお答えをしておりますが、この土地の有効利用という点から申しますと、昨年にはこのグラウンドの隣に東京インテリアがオープンをしました。そのオープンの際に、都市整備部長からもこの議会で少し触れたと思いますが、サッカー場の南に大きな木が3本ぐらいあって、やはりイメージが悪いといいますが、そちらのインテリアのほうから切っただけませんかというような、そんな苦情といいますがお願いもございましたくらい、このサッカー場、野球場が本当に国道沿いにある、今の利用がいいのかどうかということを実際に考えていかなければならないと思います。

先ほど御質問の中にもありました、例えば民間がこの土地を賃貸で活用したら年間幾らぐらいの収入になるのか。また、売却ということもおっしゃられましたが、売却すると一体幾らになるのか、恐らく10億は超えると思います。では、民間が活用すると幾らの固定資産税になるのかといいますが、1,000万は超えると思います。やはり土地の有効な利用を考えると、今の穂積グラウンドがこの位置にあるのかということ、本当に市民の皆さんと一緒に考えていかなければならないと思っております。

私の政策の中にもあります市民野球場、サッカー場、ここから移転をしていきたいということを考えております。しかし、まずは今、穂積中学校のグラウンドの拡張もございまして。今の穂積グラウンドには、先ほど申しましたように中学生も利用しております。少年団も利用しております。先にやはり穂積中学校のグラウンドをしっかりと、来年度、再来年度、2か年ぐらいかかるとは思いますが、整備をした上でこの穂積グラウンドについて考えていかなければならないと思います。

昨年、実は、加納教育長と一緒に隣の神戸町にローズスタジアムというのがあります。教育長が親しい方がお見えになるということで一緒に視察に行っていました。立派な野球場でした。そして、この事業費、国のほうの事業を約2分の1ぐらいだったと思いますが活用されて、あと残りは起債などで賄っているというような御説明も受けてまいりました。

また、瑞穂市の中で子供たちのスポーツや、スポーツに関わる方からの願い、少年団の育成者の方からは、子供たちの健全育成のためにも夢を与えてあげたいというような御発言も以前から聞いております。このような公式の試合ができるところで子供たちに試合をさせることが

できたらということ常々語られてみえますので、その辺りも踏まえて、これから長期の計画になってくると思いますが、実現に向けて進めてまいりますので、また市民の皆さん、そして議会の御意見も頂きながら、この穂積グラウンドの移転については考えていきたいと思っておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 市長、ありがとうございました。

今のお話ですと、中学のグラウンド拡張計画が2年ほど、その後に瑞穂の市営グラウンドについての整備計画についてということでお聞きいたしましたので、よろしく計画のほうお願いをいたします。

また、実は体育協会のほうからの情報でございますが、スポーツ少年団加入者の半分が、昨年のデータでございますと600名ほど市内の小学生が加入してみえるんですが、そのうちの半分、300人ほどが野球とサッカーの少年団に入ってみえるということでございますので、将来、未来ある子供たちのために、一つすばらしい施設をよろしく願いを申し上げます。

次に参ります。

市民の安全・安心についてでございますが、こちらについては多岐にわたりますが、今回は2点についての質問と御提案をさせていただきます。

近年、全国各地で記録的豪雨が局地的に頻発し、河川では堤防の決壊をはじめ氾濫によって甚大な被害が発生しております。先日、松野藤四郎議員が御質問されました天王川についてもそうでございますが、実は私の地元を流れております1級河川である五六川の花塚橋から、JRの鉄橋までの河川敷の雑木についてのお尋ねでございますが、この流域には、右岸・左岸には、自然を生かした親水公園やグラウンドが整備されております。地域の皆様が水に触れ合う場所として自然豊かな景観が広がっております。

しかし、一方では雑木などが流域に混在しており、治水面で考えると、これからの出水期において水の流れを阻害することになります。この流域の公園、これまで以上に多くの市民の皆様にご利用いただき、かつ治水面での安全・安心を高めるためには、不必要な雑木を伐採することが必要とされます。

また、昨年11月に、ここの地域の花塚の区長様より市長宛てに要望書が提出されたと聞いておりますが、いかにお考えでございますか、よろしくお答えをお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいま御質問のございました1級河川五六川流域の雑木に関する御質問でございます。

議員御指摘のとおり、花塚橋からJR東海道線の区間の五六川高水敷には雑木が繁茂してお

ります。先ほどもお話しございましたように、昨年11月には区長様より御要望を頂いておる次第でございます。

河川空間は多種多様な生物の生息空間でもあることから、県では自然と共生した川づくりを推進しており、河川樹木の一部保全も行っておるところでございます。しかしながら、近年の地球温暖化などによる短時間局地的な豪雨により、河川の計画を上回る降雨が度々ございます。昨日も長崎市では50年に一度の記録的な大雨に襲われております。ネットニュースによりますと梅雨前線に暖かく湿った風が入り込んでおりまして、本日も九州から北陸にかけて豪雨になるというような情報もございます。このような雨が全国各地で起こり得る状況であるということとを改めて認識しておるところでございます。

昨年も県とともに五六川につきまして現地調査を行っております。洪水時において流水阻害の危険性がある立木伐採については、今後も岐阜県と再度点検をしながら、県に要望をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

本当に今の現状、昨日、おとついても見てまいりましたけれども、結構な雑木がありまして、大変危険でございますので、要望のほうしていただきながら、早急に解決していただくようによろしく願いいたします。

では、次に参ります。

市民の安全・安心に直結する歩道整備についての質問でございます。

私の校区内に南北に位置する北方多度線、いわゆる本巣縦貫道でございますが、こちらは国道21号線から別府北交差点まで、また穂積中学校の交差点から主要地方道岐阜巣南大野線までの区間においては、歩道がマウントアップ形式の構造であり、それ以外の区間においては、セミフラット、またはフラットの形式になっております。マウントアップの形式のメリットは、バス停部でノンステップバスの乗降をする際の負担が少ない。一方デメリットとしては、交差点部や車乗り入れ部などで波打ちが生じるおそれがあるということでございます。

歩道の構造は、高齢者、障害のある人だけではなく、自転車やベビーカーにとっても障壁がなく快適に通行できることを基本としておりますが、私が指摘させていただいた本巣縦貫道の歩道は、幅員が1.5メートルと狭く、波打ちの連続で障壁だらけの大変危険な歩道の構造となっております。

20年前までは、歩行者と車両の相互の安全性を高めるために、主にマウントアップというものが多く採用されてきましたが、平成18年12月に施行されましたバリアフリー法制定以降は、高齢者、身体障害者などの移動のしやすさという観点では、車両乗り入れ部など波打ちなどが

存在することが高齢者や身体障害者の移動のしやすさの制約となることから、歩道の高さが比較的低いセミフラット形式を採用し、段差を緩和し、十分な平坦性を確保した構造が採用されております。

ちなみにセミフラット形式は、歩車道の境界段差を確保でき、かつ交差点部や乗り入れ部などで波打ちが生じないというメリットがあり、デメリットにおいては特にありません。

そこでお尋ねします。多くの地域の皆様から、マウントアップ形式の歩道が大変危険であり通行しにくいとの意見があります。今後ますます高齢化社会が進むことを考えると、現状のマウントアップ形式からセミフラット形式への改修を強く提案させていただきますが、御意見をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

現在の本巢縦貫道、主要地方道北方多度線でございますが、歩道はマウントアップ形式といまして、歩道への車の飛び込みを防ぐ目的で車道より高く造られております。また、歩道の幅は1.5メートルと非常に狭く、乗り入れのためその歩道の切下げ部の傾斜等もあって、議員御指摘のように利用されていることから、道路利用者、特に高齢者やお体の御不自由な方々には利用しにくい状況と認識をいたしております。

御提案のございましたセミマウントアップ形式と申しますのは、ちょうど今ある縁石の高さの約半分以下の高さのものでございます。ただし、これは低いままですと車両が、例えば暴走した場合に、歩道の中に飛び込むとかという危険性も一部デメリットとしてはございます。もう一つそういうことを防ぐために、一般部、乗り入れ部でないところについては、やはり普通のマウントアップと同じような高さの縁石を入れなければなりません。そうなると、今までマウントアップであれば縁石の部分と歩道の部分を含めて1.5メートルの幅があったものが、さらに縁石の幅、20センチぐらいなんですけど、さらにちょっと狭くなってしまうというようなデメリットが少し考えられるかなあというふうに思っております。

当市としましても、歩行環境の改善により、通勤・通学のための利用者の安全が確保されるよう、今後も県と研究しながら要望を行っていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） ありがとうございます。

大変本当に危険な箇所もございまして、早急に対処していただければと思いますので、また要望のほうよろしく願い申し上げます。

今から40年前の道路構造令の規定に基づき整備された都市計画道路ということで、道路幅員

の拡張は現状では大変今困難ということでございますけれども、安全・安心のための歩道の構造上の整備は可能であると思っております。県のほうに要望をよろしくお願いいたします。

それからまた、JRのガード下の西と東に舗装やコンクリートも施されていない土砂がむき出しになっている土地がございます。これらの今これからの時期、草が伸び、歩行者にとっても大変通行しにくくなると思っております。早急に草が生えないような措置を講じていただきますよう加えて御提案をさせていただきます。

これらについてのお考えがございましたらお聞かせいただければと思っております。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 議員御指摘のとおり、先日も地元の方から草が歩道のほうに少し出ているということで要望を頂いたところでございます。土地につきまして、県道部分がございますが、JR用地というのもございますので、県とJRのほうに併せて何らか対処ができないかというような形で要望させていただこうと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日は、市長が掲げられます健幸都市みずほの実現のためには必要な2項目だと思っております。子供から高齢者、全ての市民の皆様の健康、体力づくりと、安全・安心につながる基盤整備について質問させていただきましたが、今後もしっかりと市民の皆様の暮らし、生活に目を向けて、お声に耳を傾けた議員活動に努めて、市民の皆様の幸せのまちづくりに精進してまいります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 1番 広瀬守克君の質問を終わります。

日程第3 議案第45号について（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第45号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件追加提案について説明をさせていただきます。

議案第45号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,776万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ254億4,891万円とするものであります。

歳出では、民生費の臨時福祉給付金等給付費として、独り親世帯へ臨時特別給付金を支給す

る費用を5,053万8,000円増額、教育費の学校教育総務費として学習指導員やスクールサポートスタッフの報酬費など722万2,000円を増額するものあります。

歳入では、国庫支出金の社会福祉費補助金を5,053万8,000円増額、学校教育総務費補助金を236万5,000円増額、県支出金の学校教育総務費補助金を473万円増額、繰入金、財政調整基金繰入金を12万7,000円繰り入れるものであります。

以上、1件の追加議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

傍聴者の皆様、本当にありがとうございました。

本日はこれで延会します。

延会 午前11時29分